

通報
相談
お問い合わせ



障害者の虐待に関わる通報や、支援などの相談、お問い合わせは

窓口	所在地	電話番号
富山市役所 障害福祉課	新桜町7番38号	443-2004
大沢野総合行政センター 地域福祉課	高内333番地	467-5811
大山総合行政センター 地域福祉課	上滝525番地	483-1214
八尾総合行政センター 地域福祉課	八尾町福島151番地	455-2461
婦中総合行政センター 地域福祉課	婦中町速星754番地	465-2114
山田総合行政センター 市民福祉課	山田湯780番地	457-2113
細入総合行政センター 市民福祉課	榆原1088番地	485-9001



しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう
「障害者虐待防止法」が
施行されます

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう
障害者虐待防止法とは

障害者虐待防止法（正式には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。平成24年10月1日から施行されます。



わたし まち
*** 私たちが守るべきこと ***

- 障害者に虐待をしない
- 障害者虐待に気付いたら、市の担当窓口へ通報する
- 障害者虐待の早期発見に努める

— 富山市 —

対象となる 障害者とは



身体障害者

主に、手足や、目、耳、内臓機能などに障害があり、日常生活や社会生活に援助が必要な人

知的障害者

主に、知的な遅れが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活や社会生活に援助が必要な人

精神障害者 (発達障害を含む)

主に、統合失調症、うつ病など病気や発達障害があり、日常生活や社会生活に援助が必要な人

その他

心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人

3種類の 障害者虐待

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています

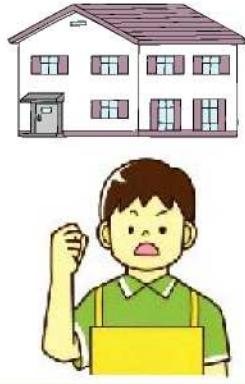
養護者による虐待

障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待のこと



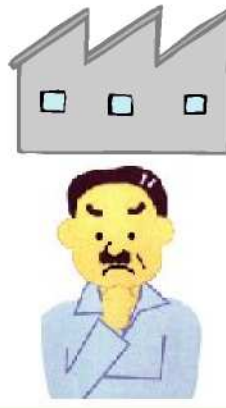
障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービス等の事業所で働いている職員による虐待のこと



使用者による虐待

障害者を雇用している事業主などによる虐待のこと



こんなことは 虐待になります！



身体的虐待

障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。
また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

例 平手打ち、殴る、蹴る、不要な薬を飲ませるなど

サイン 体に傷やあざ、火傷の跡がしばしばある、急におびえたり、こわがったりするなど

性的虐待

障害者に無理やり（また同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。

例 裸にする、性的行為を強要する、障害者にわいせつな話をするなど

サイン 肛門や性器などに出血や傷がみられる、人目を避け、部屋に一人でいたがるなど

心理的虐待

障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

例 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れないなど

サイン おびえる、泣く、叫ぶなどパニックを起こす、攻撃的な態度がみられるなど

放棄 放任 (ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること。

例 十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させるなど

サイン 体から異臭がするなど衛生状態が悪い、ひどく空腹を訴え栄養失調がみられるなど

経済的虐待

本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。
また、障害者に理由なく金銭を渡さないこと。

例 年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使うなど

サイン お金を使っている様子が見られない、日常生活に必要な金銭を渡されていないなど